

都市整備

【主な事業】

土地利用（都市計画区域及び区域区分等）

広域的な視点から行政を行うという合併の趣旨からも、原則として1つの都市計画区域とすることが望ましいと考えられますが、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行どおりとし、合併後、新市において住民の意向を踏まえた中で検討します。

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新 市
都市計画区域	全域（相模原都市計画区域）		一部 （津久井都市計画区域）	全域 （相模湖都市計画区域）	現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、新市において住民の意向を踏まえた中で検討します。
区域区分※ （いわゆる線引き）	有	有	無	無	
用途地域	有	有	有	有	

※市街化区域と市街化調整区域とに区分する制度です。



バス対策

バス路線の確保については、合併時には現状を維持します。

合併後、相模原市が定めた「バス交通対策基本計画」の考え方に基づきバス路線網を見直し、新市において行政が確保すべきバス路線を定めます。

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新 市
公費投入による 路線確保の有無	無	有	有	無	合併時は現状を維持、その後、路線網の見直しを行います。

